

## 施設基準について

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。中四国厚生局長に届出を行っている施設基準は以下のとおりです。

### ○時間外加算・時間外対応加算について

月～金 9：00～12：30 15：00～18：00

土 9：00～12：30

を診療時間と定めております。厚生労働省の規定により、土曜日12：00以降は夜間早朝加算が適用されます。

また診察時間外のお問い合わせについては、かかりつけの患者様に対してのみ受け付けております。電話に出られない場合は確認後速やかにコールバック致します。

### ○明細書発行体制加算について

当院では、医療の透明化ならびに情報提供の観点から、原則として個別の診療報酬が分かる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤や検査の名称が記載されています。厚生労働省の規程に伴い、明細書発行体制加算1点を保険請求させていただきます。

### ○外来感染対策向上加算について

当院は新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する第二種協定指定医療機関に指定されています。

厚生労働省の施設基準に適合しているものとして外来感染対策向上加算(1人につき月1回に限り6点)の算定が認められています。また、感染防止策を講じた上で診療を行った場合に「発熱患者等対応加算」として、月1回に限り20点加算となります。

当院では、感冒症状や発熱、その他の感染症を疑うような症状を呈する患者様は、感染対策を講じ、通常の患者様と待合室を分けたり院外で診察を行うなど、感染対策に努めておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

### ○外来後発医薬品使用体制加算について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、主にオーソライズド・ジェネリック医薬品を使用しており、品質確保・安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更についてご理解ご協力をお願いいたします。

また、ご不明な点等ございましたら、スタッフまでお声がけください。

### ○一般名処方加算について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、院外処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配等ありましたら、お気軽にご相談ください。

### ○地域包括診療加算・機能強化加算について

当院は慢性疾患や認知症の指導に係る適切な研修を修了しており、かかりつけ医として継続的・包括的に診療や指導を行います。詳しくは「地域包括診療加算、機能強化加算に関するお知らせ」をご覧ください。地域包括診療加算は対象の疾患を有する患者様へ診療を行った場合に、機能強化加算は初診料算定時に加算しております。

### ○ベースアップ評価料について

当院では、厚生労働省の定める診療報酬改定に基づき、令和6年6月よりベースアップ評

価料を算定しております。この制度は、医療機関における職員の賃上げを目的としたもので、質の高い医療を安定的に提供していくために設けられた評価料です。

#### ○医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算について

当院はオンライン資格等システムにより取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。

当院では今後もより良い医療提供体制の維持・向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

津田内科小児科医院